

No. 15

制 度 名	被災住宅復興支援事業	主管課名	住宅課企画調整 G					
		問合せ先	029-301-4754					
目的・趣旨	市町村が実施する被災住宅復旧のための利子補給事業を支援する。							
[対象団体] 市町村 [対象事業] 被災住宅の補修及び建替並びに当該住宅宅地の復旧に関して、市町村が実施する以下の利子補給事業 [補助要件等] ○利子補給対象者 被災者生活再建支援制度における大規模半壊以下の被災者で、金融機関等からの借入金を利用して自己用住宅の復旧（補修等）を行う者。 ※支援金の上限額（300 万円）を受給する大規模半壊等の被災者は除く。 ○利子補給期間：5 年間 ○利子補給率：1.0% ○利子補給対象融資限度額：640 万円 ※宅地を復旧する場合は 390 万円 住宅・宅地両方を復旧する場合は 1,030 万円 ○事業の対象期間：令和 3 年 3 月 31 日までに融資実行 [対象経費] 市町村利子補給事業の実施に要する経費（被災者に補給する利子相当額） ※ただし、事務費、人件費は除く。 [補助限度額等] 特になし [経費負担割合]								
区 分		国	県	市町村	その他			
—		—	10/10	—	—			
[令和 7 年度当初予算額] 120 千円		[令和 7 年度補助対象団体] 1 団体						
[備考] 新規受付は終了。 過年度交付決定した者に係る債務負担分の申請のみ受付。								